

清掃一組だより

創刊号



発行日：平成 15 年 11 月 15 日

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目三番地 1

富士・国保連ビル

Tel 03-5361-3616

Fax 03-5361-3636

東京二十三区清掃一部事務組合は、

循環型社会の形成を目指しています。

「創刊にあたって」

管理者 江東区長 室橋 昭



東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が設立されて早 3 年 7 ヶ月が経過しました。その間、清掃一組は規約に定めるところの「共同処理する事務」、すなわち「可燃ごみの焼却施設及びその他のごみ処理施設の整備並びに管理運営等の事務」を鋭意進めてまいりました。

また、取組んでいる事業・ダイオキシン類等の測定結果・その他課題等に関して、様々な場を利用して周知を図ってきたところです。しかし、情報化社会と言われる今日、情報発信量としてこれで十分であるとはとても言い難いのが実情です。

そこで、事業の運営状況等を定期的にお知らせする方法として、この度『清掃一組だより』を創刊することといたしました。

この小誌が、清掃一組に対するご理解の一助となれば幸甚です。

東京二十三区清掃一部事務組合の概要

東京二十三区清掃一部事務組合は、都区制度改革の重要な柱である清掃事業の区移管に際して、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入について共同で処理するため、平成 12 年 4 月 1 日、23 区を構成団体として設立されました。

1 東京二十三区清掃一部事務組合の事業

- (1) 可燃ごみの焼却施設（灰溶融施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営
- (2) 不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（破碎、減容）の整備並びに管理運営
- (3) し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

2 東京二十三区清掃一部事務組合の予算・職員数

- (1) 予算・・・699 億 1400 万円（平成 15 年度）

＊ 歳入の主な内訳：各区からの分担金及び組合債

- (2) 職員数・・・条例定数 1,523 人 現員 1,404 人（15 年 4 月 1 日現在）

特別区職員経験者採用制度

1 経験者採用制度の導入

清掃一組には、職員の採用権限など任用に関する権限がなく、そのため全ての一般職員は特別区及び東京都からの派遣職員によって構成されています。そして都職員の派遣期間満了に伴う補充は各特別区が行うことになっています。

しかし、15年度末以降、東京都からの派遣職員のうち、電気主任技術者などの資格を保有するベテラン係長などが、多数定年退職します。その結果、18年度以降において、係長級職員の絶対数が不足し、資格者の確保が困難となることが予想されました。また、平成13年度に3年の期限で追加派遣された都職員の派遣期間が、今年度末で満了します。さらに、機械・電気などの区技術系派遣職員は、区に在籍している職員が少ないこともあり、新規採用職員（ 類・ 類）で補充する割合が高くなっています。

こうした状況下、今年度から、23区は、当組合への派遣を前提に、機械・電気職種において、「民間企業等での有用な職務経験等を有する人材を確保することにより、清掃事業の円滑な遂行を図る」ために経験者採用制度を導入しました。

2 経験者採用試験・選考

採用時の職級が2級職の区分では、従来の 類・ 類の採用試験同様に、特別区人事委員会が統一して募集・試験を行います。受験資格は年齢30～34歳、経験として民間企業業務従事歴5年以上が必要です。当該区分では、4区が機械・電気合わせて9名の採用を予定し、 類試験日と同日の9月14日に第一次試験を実施し、11月17日に最終合格者が発表されます。

採用時の職級が主任主事（4級職）・係長級（5級職）の二つの区分では、採用予定区が個別に募集・選定を行った後に、最終的に特別区人事委員会において合格を決定します。受験資格は、主任主事が民間の専門従事歴10年以上、係長級は、機械職が第二種ボイラー・タービン主任技術者、電気職が第二種電気主任技術者などの資格が必要となっています。この両区分では、9区が主任主事・係長級合計で25名の採用を予定し、11月2日に第一次選考を実施しました。

経験者採用による合格者は、平成16年4月1日に各区で採用され、原則として清掃一組に派遣となり、主に採用区内にある清掃工場で職務に従事することが予定されています。

焼却灰のスラグ化とその活用

1 焼却灰のスラグ化

「スラグ」とは、清掃工場で可燃ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガスを使って1,200以上の高温で加熱し、溶融・固化してできる物質のことをいいます。焼却灰をスラグ化することで、容積は灰の約2分の1（ごみの容積の約40分の1）となり、最終処分場の延命化や埋立処分経費等の削減のほか、砂の代替材料として利用できることから、天然資源の消費抑制が図られます。

清掃一組では、焼却灰の全量溶融化を図るため、一般廃棄物処理基本計画の中で灰溶融施設の整備を進めており、すでに大田、板橋、多摩川の灰溶融施設が稼働しております。施設整備が完了する平成19年度以降には、年間で約26万トンのスラグが生成されることとなり、このため、「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」及び「溶融スラグの利用に関する事業計画」を策定し、現在、行政のみならず民間の広範な有効利用に向けた取組を進めているところです。

2 現在の利用状況と今後の取組

スラグは、道路のアスファルト舗装用骨材、配管類の埋戻材や、インターロッキングブロック、OAフロア材等の二次製品など、建設資材として利用が見込まれていますが、利用をより一層進めていくためには、需要の安定的な確保はもちろんのこと品質の向上と利用用途の拡充が重要な課題です。現在、清掃一組が行う工場のプラント更新工事や灰溶融施設整備等の工事、23区が行う土木工事の埋戻しやアスファルト舗装等での利用、さらには、国土交通省が進める「新砂地区高規格堤防（スーパー堤防）整備事業」において、盛土材の土質改良材として利用されていますが、利用実績は必ずしも十分とはいえません。



インターロッキングブロック

清掃一組では、生成されるスラグが23区内から排出された廃棄物を再生するものであることから、特に、各区で積極的に利用していただくよう要請していきます。

ISO14001 の認証取得

1 各清掃工場が認証取得

清掃一組では、「ごみ処理に伴う環境への負荷の継続的低減を図る」ことを目的として、工場単位で、ISO14001（ ）の認証を取得しています。

東京都清掃局時代の平成10年度に取組みを始め、翌11年度には、自治体の清掃工場としては全国で第1号となる杉並工場を始め5工場（他に、葛飾、目黒、足立、大井）が取得しました。清掃一組がスタートした平成12年度から3年間に、12工場（光が丘、江戸川、有明、大田、千歳、世田谷、練馬、墨田、港、豊島、北、新江東）と中防処理施設管理事務所がそれぞれ認証取得しています。各工場等では、職員が外部の専門家の手を借りることなく、認証取得に向けて主体的に取り組みました。そして今年度も、中央、渋谷の2工場の全職員が認証取得に取り組んでいます。

2 ISO 活動の継続

工場等各施設では、毎年、操業に伴う環境への負荷を低減するために、環境汚染物質の削減、省資源・省エネルギー、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用などの目的を達成するため、自ら計画（Plan）を定め、その計画に従い職員の訓練や作業手順マニュアルを徹底するなど、目的を達成するための活動を実施（Do）するとともに、実施状況を定期的に点検（Check）し、必要に応じて計画の見直し（Action）を行っています。



認証取得後の定期審査の様子
（目黒清掃工場 平成15年9月8日）

清掃一組は、今後も、ISO活動を通じて継続的な環境負荷の低減を追及し、住民の皆様から一層の信頼を得られるよう努めていきます。

なお、世田谷、葛飾、足立、大井の4工場は、建替え又はプラント更新工事に伴い、現在は認証を取り下げています。

ISO14001

ISO14001とは、国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムに関する規格です。事業者などは、自ら構築した環境マネジメントシステムについて、第三者機関の審査を受け、この規格に適合していれば、ISO14001の認証が取得できます。

平成 15 年第 3 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会報告

9 月 26 日に開催された第 3 回定例会の主な議事内容は次のとおりです。

○決算認定

番号	件 名	概 要	結 果
1	平成 14 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	収入済額 815 億 2,668 万円 支出済額 783 億 2,256 万円 差引額 32 億 412 万円	財務委員会へ付託し継続審査

○契約議案

番号	件 名	概 要	契約金額	結果
13	京浜島不燃ごみ処理施設ガスエンジン発電装置売買契約	電気ガス料金の節減を図り、5500kw のガスエンジン発電装置を購入する。	千円 353,829	可決
14	大田清掃工場第一工場プラント制御用電算システム整備工事請負契約	老朽化している電算機システムの主要設備を最新機器に更新する。	517,650	可決
15	大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約	定期的な設備の補修工事と、改造改良工事を行う。	1,753,500	可決
16	杉並清掃工場灰污水处理設備整備工事請負契約	老朽化している灰污水处理設備を整理し更新する。	497,700	可決
17	中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約	定期的な設備の補修工事を行う。	472,500	可決

○報告（専決処分した事件の報告）

番号	件 名	概 要	契約金額
3	多摩川清掃工場プラント更新工事	車輛情報標示板（二度計量用）の増設等	千円 変更後 15,598,800 (増額 4,305)

○一般質問

穴戸教男議員（世田谷区）

自区内処理の原則 清掃工場の役割分担と経費負担 清掃工場の運営体制の改善

詳細は、下記のホームページをご覧ください。

東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ（<http://tokyo23.seisou.or.jp>）

- ・ 議会定例会会議録
- ・ 東京 23 区ごみ処理の流れ
- ・ 施設案内
 - 清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等
- ・ トピックス（清掃工場個人見学会、財政状況の公表等）
- ・ 清掃工場だより その他